

大分県報

令和元年
六月四日

（火曜日）

目次

告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………一
鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る指針案の縦覧……………一

公告

令和元年度狩猟免許試験の実施……………二
令和元年度狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施……………四
家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催……………五
契約者等の公示（二件）……………六
令和元年度大分県職員採用上級試験（社会人経験者）及び医療免許資格職試験Ⅰ（社会人経験者）公告……………六
令和元年度大分県職員採用中級試験、初級試験及び医療免許資格職試験Ⅱ公告……………一〇
競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………一五
一般競争入札の実施（二件）……………一七

○告示 示

大分県告示第五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年六月四日

大分県知事 広瀬勝貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート日田

日田市大字十二町岸高五百六十四番地一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社イズミ

代表取締役 山西泰明

広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前（仮称）ゆめマート日田十二町

変更後 ゆめマート日田

4 変更の年月日

平成三十一年四月十二日

二 届出年月日

令和元年五月十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年六月四日から同年十月四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和元年十月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項の規定により、令和元年度指定予定の鳥獣保護区特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり定め、当該指針案を令和元年六月四日から同年七月七日まで、次の場所に備え置いて縦覧に供す

令和元年六月四日

大分県報（告示）

一

る。
 なお、当該区域の住民及び利害関係人は縦覧期間が経過する日までの間に、当該指針案についての意見書を知事に提出することができる。
 令和元年六月四日

大分県知事 広瀬 勝貞

名称	区域	存続期間	指針案を縦覧する場所
沖黒鳥鳥獣保護区 特別保護地区	佐伯市蒲江大字 畑野浦及び佐伯 市米水津大字宮 野浦の沖黒島全 島面積十ヘクタ ール並びに佐伯 市蒲江大字畑野 浦及び佐伯市米 水津大字宮野浦 の地黒島全島面 積三ヘクタール の合計十三ヘク タールの区域	令和元年十一 月一日から令 和十一年十月 三十一日まで	大分県農林水産部森との共生推進室 大分県南部振興局農山漁村振興部

○公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四
 十一条の規定により、次のとおり令和元年度狩猟免許試験を実施する。
 令和元年六月四日

一 試験の種類及び対象者
 大分県知事 広瀬 勝貞

種 類	対 象 者
網猟免許試験	銃器及びわな使用以外の方法で狩猟を行う者
わな猟免許試験	わなを使用して狩猟を行う者
第一種銃猟免許試験	銃器を使用して狩猟を行う者
第二種銃猟免許試験	空気銃又は圧縮ガスを使用する銃器を使用して狩猟を行う者

二 試験の日時、場所等		試験区分		日 時		場 所	
1 第一回試験		知識試験		八月十七日（土）午前九時		杵築市大字猪尾	
（一）第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許試験		技能試験		から午後五時まで		杵築市健康福祉センター	
受験対象者		知識試験		八月十七日（土）午前九時		大分市大手町	
大分県東部振興局管内に住所を有する者		技能試験		から午後五時まで		大分県庁舎本館	
大分県中部振興局管内に住所を有する者		知識試験		八月十七日（土）午前九時		佐伯市長島町	
大分県南部振興局管内に住所を有する者		技能試験		から午後五時まで		大分県佐伯総合庁舎	
大分県豊肥振興局管内に住所を有する者		知識試験		八月十七日（土）午前九時		竹田市大字竹田字山手	
大分県西部振興局管内に住所を有する者		技能試験		から午後五時まで		大分県竹田総合庁舎	
大分県北部振興局管内に住所を有する者		知識試験		八月十七日（土）午前九時		日田市城町	
大分県東部振興局管内に住所を有する者		技能試験		から午後五時まで		大分県日田総合庁舎	
大分県中部振興局管内に住所を有する者		知識試験		八月十七日（土）午前九時		宇佐市大字法鏡寺	
大分県南部振興局管内に住所を有する者		技能試験		から午後五時まで		大分県宇佐総合庁舎	
受験対象者		試験区分		日 時		場 所	
大分県東部振興局管内に住所を有する者		知識試験		八月十八日（日）午前九時		杵築市大字猪尾	
大分県中部振興局管内に住所を有する者		技能試験		から午後五時まで		杵築市健康福祉センター	
大分県南部振興局管内に住所を有する者		知識試験		八月十八日（日）午前九時		大分市大手町	
大分県北部振興局管内に住所を有する者		技能試験		から午後五時まで		大分県庁舎本館	
大分県東部振興局管内に住所を有する者		知識試験		八月十八日（日）午前九時		佐伯市長島町	
大分県中部振興局管内に住所を有する者		技能試験		から午後五時まで		大分県佐伯総合庁舎	

3 第三回試験 (一) 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許試験	大分県北部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	九月十四日(土) 午前九時から午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎	
	大分県西部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	九月十四日(土) 午前九時から午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎	
	大分県豊肥振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	九月十四日(土) 午前九時から午後五時まで	竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎	
2 第二回試験 (一) 網猟免許及びわな猟免許試験	大分県中部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	九月十四日(土) 午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館	
	大分県東部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	九月十四日(土) 午前九時から午後五時まで	国東市国東町大字安国寺 大分県国東総合庁舎	
	大分県西部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月十八日(日) 午前九時から午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎	
3 狩猟免許申請書の受付期間及び受付時間	受検対象者	試験区分	日 時	場 所	
					1 受付期間 (一) 第一回試験 令和元年七月二十三日(火) から同年八月七日(水) まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 (二) 第二回試験 令和元年八月一九日(月) から同年九月三日(火) まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 (三) 第三回試験 令和元年九月十七日(火) から同年三十日(月) まで。ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。
					2 受付時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで
4 受験手続	受検手続	試験区分	日 時	場 所	
					1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号) 第四十八条第二項第二号に規定する医師の診断書(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号) 第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写し) 一部
					2 写真 一葉(申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ

令和元年六月四日

大分県報(公告)

<p>三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）</p> <p>3 返信用封筒（八十二円切手を貼り付け、宛先を明記したもの）</p> <p>五 狩猟免許申請手数料</p> <p>狩猟免許申請手数料は、徴収しない。</p> <p>六 受験票</p> <p>1 狩猟免許申請書を受理したときは、受験者に受験票を送付する。</p> <p>2 試験当日は、必ず受験票を持参すること。</p> <p>七 試験の内容</p>	<p>九 その他</p> <p>1 不明な点については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山漁村振興部若しくは農山村振興部に問い合わせること。</p> <p>2 狩猟免許申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。</p> <p>~~~~~</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項の規定により、次のとおり令和元年度狩猟免許更新のための適性検査及び講習を実施する。</p> <p>令和元年六月四日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>試験区分</p> <p>内 容</p> <p>知識試験</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する筆記試験</p> <p>適性試験</p> <p>視力、聴力及び運動能力</p>	<p>更新対象者</p> <p>一 更新対象者</p> <p>県内に住所を有し、平成二十八年度に狩猟免許を取得した者</p> <p>二 講習及び適性検査の開催日時及び開催場所</p>
<p>技能試験</p> <p>猟具の取扱、距離の目測（網猟免許及びわな猟免許試験を除く。）及び鳥獣の注1 既に狩猟免許を受け、その有効期間内に他の種類の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する筆記試験を免除する。</p> <p>2 技能試験は、知識試験及び適性試験のいずれにも合格した者に対して行う。</p> <p>3 試験当日欠席した者（三十分以上遅刻した者を含む。）に対する再試験等は一切行わない。また、受験票はあらかじめ記載された期日の試験のみ有効とする。</p> <p>4 災害その他に掲げるやむを得ない事由のため、狩猟免許の有効期間内の更新を受けなかつた者については、その事由がやんだ日から起算して一月以内にその事由に該当する者である旨及びその事由がやんだ日を証する書類を添え、住所地を管轄する振興局へ狩猟免許申請書を提出した場合に限り、技能試験及び知識試験を免除するものとする。</p>	<p>開催日時</p> <p>九月六日（金）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月十一日（水）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月四日（水）午後一時から午後五時まで</p> <p>九月九日（月）午後一時から午後五時まで</p> <p>九月五日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月四日（水）午前九時三十分から午後一時三十分まで</p> <p>九月五日（木）午前九時三十分から午後一時三十分まで</p> <p>九月五日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月十日（火）午前九時から午後五時まで</p>
<p>八 狩猟免許試験に合格した者に対して狩猟免許を交付する。</p> <p>狩猟免許の交付</p> <p>(一) 海外旅行をしていたこと。</p> <p>(二) 病気にかかり、又は負傷していたこと。</p> <p>(三) 法令の規定により身体を拘束されていたこと。</p> <p>(四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。</p>	<p>開催場所</p> <p>国東市国東町鶴川アストくにさき</p> <p>杵築市大字猪尾杵築市健康福祉センター</p> <p>大分市東鶴崎鶴崎公民館</p> <p>大分市下郡大分県教育会館</p> <p>佐伯市長島町大分県佐伯総合庁舎</p> <p>竹田市直入町大字長湯直入公民館</p> <p>豊後大野市清川町砂田豊後大野市神楽会館</p> <p>日田市城町大分県日田総合庁舎</p> <p>玖珠町塚脇</p>

	午後五時まで 大分県玖珠総合庁舎
大分県北部振興局管内に住所を有する者	九月六日(金) 午前九時から午後五時まで 宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎 九月十日(火) 午前九時から午後五時まで 中津市中央町 大分県中津総合庁舎 九月十三日(金) 午前九時から午後五時まで 大分市大手町 大分県庁舎本館
県内に住所を有する者	大分市大手町 大分県庁舎本館
三 狩猟免許更新申請書の受付期間及び受付時間	1 受付期間 令和元年八月一日(木) から同月十六日(金) まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。 2 受付時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで
四 更新手続 狩猟免許更新申請書に次の書類を添え、申請者の住所地を管轄する振興局に提出すること。	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第四十八条第二項第二号に規定する医師の診断書(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写し) 一部 2 写真 一葉(申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。) 3 返信用封筒(八十二円切手を貼り付け、宛先を明記したもの) 五 狩猟免許更新申請手数料 二千九百円(狩猟免許更新申請書に二千九百円分の大分県収入証紙を貼り付けて提出すること。ただし、申請書を提出する日前一年以内の期間に、大分県内で有害鳥獣捕獲に従事した者については、手数料を徴収しない。)
六 受験票	1 狩猟免許更新申請書を受理したときは、申請者に受験票を送付する。 2 講習及び適性検査の当日は、必ず受験票を持参すること。
七 講習及び適性検査の内容	1 講習の内容 (一) 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令に関すること。 (二) 鳥獣の判別に関すること。 (三) 猟具の取扱いに関すること。 (四) 鳥獣の保護及び管理に関すること。 2 適性検査の内容 (一) 視力 (二) 聴力 (三) 運動能力 八 狩猟免状の交付 講習を受講し、かつ、適性検査に合格した者に対して狩猟免状を交付する。 九 その他 1 三に掲げる受付期間での申請を原則とするが、災害その他次に掲げるやむを得ない事由で当該期間中に申請できなかった者については、その事由に該当する者である旨を証する書類を添え、各講習日の二日前までに住所地を管轄する振興局へ狩猟免許更新申請書を提出した場合に限り、申請を受理するものとする。 (一) 海外旅行をしていたこと。 (二) 病気にかかり、又は負傷していたこと。 (三) 法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと。 (四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。 2 不明な点については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山漁村振興部若しくは農山村振興部に問い合わせること。 3 狩猟免許更新申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。
八	家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、次のとおり家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を開催する。 令和元年六月四日 大分県知事 広 瀬 勝 貞
九	一 開催期日 令和元年六月二十四日から同年七月二十五日まで 二 開催場所 竹田市久住町大字久住三九八九―一 大分県農林水産研究指導センター畜産研究部 三 家畜の種類 牛

四 受講資格 家畜人工授精師免許証（牛）を有する者

次のとおり契約者等について公示する。
令和元年六月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

電子入札等システムサービス提供業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県土木建築部公共工事入札管理室

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成三十一年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

東芝デジタルソリューションズ株式会社 九州支社 支社長 本松 仁
福岡県福岡市中央区長浜二丁目四番一号

五 随意契約に係る契約金額

一億九千四百四十万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

次のとおり契約者等について公示する。

令和元年 月 日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量

運転免許証作成用消耗品

物品等の名称	規格等	購入見込数量
新規用カード	九〇〇枚入り	一三箱
一般用カード	〃	九八箱

優良用カード 〃 一二四箱

リボンセット 二、〇〇〇枚用 一〇二箱

運転経歴証明書用カード 三〇〇枚入り 一〇箱

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部交通部運転免許課

大分市大字松岡六千六百八十七番地

三 随意契約の相手方を決定した日

平成三十一年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディシステム

代表取締役 朝 長 通 博

東京都新宿区新宿四丁目三番十七号

五 随意契約に係る契約金額

物品等の名称 規格等 金額（一箱当たり）

新規用カード 九〇〇枚入り 一八六、六二四円

一般用カード 〃 〃

優良用カード 〃 〃

リボンセット 二、〇〇〇枚用 一二九、〇六〇円

運転経歴証明書用カード 三〇〇枚入り 一六二、六四八円

（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第二号に該当

令和元年度大分県職員採用上級試験（社会人経験者）及び
医療免許資格職試験Ⅰ（社会人経験者）公告
令和元年6月 日

大分県人事委員会

次のとおり、令和元年度大分県職員採用上級試験（社会人経験者）及び医療免許資格職試験Ⅰ（社会人経験者）を行います。

1 試験区分、採用予定者数及び職務の内容

種類	試験区分	採用予定者数	職務の内容
上級	行政 (社会人経験者)	10人	知事部局、教育委員会等に勤務し、一般行政事務に従事します。 なお、県立学校に勤務する場合があります。
	総合土木 (社会人経験者)	5人	知事部局又は企業局に勤務し、専門の業務に従事します。
医療免許資格職Ⅰ	保健師 (社会人経験者)	2人	知事部局、教育委員会等に勤務し、専門の業務に従事します。

注1 申込みできる試験区分は、このうち一つに限ります。

また、申込書の受付後に試験区分を変更することはできません。

注2 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。

2 受験資格

(1) 年齢等

昭和35年4月2日以降に生まれた者（学歴は問いません）

(2) 令和元年7月31日現在で民間企業等における職務経験を5年以上有する者

「民間企業等における職務経歴」は、民間企業の従業員、自営業者、公的機関等において、6月間以上継続して従事した期間（1週間の所定労働時間が30時間以上のものに限る）が該当します。

ただし、以下の点に注意してください。

- ・職務経験が複数の場合通算できません。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。
- ・連続して3月間を超えて従事していない期間（産前産後休暇を除く）は職歴から除きます。

・独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する国際貢献活動（青年海外協力隊等）及び総務省の事業として地方公共団体が実施する「地域おこし協力隊」として活動していた期間は、職務経歴に含めることができます。

なお、最終合格決定後、職務経歴等の確認のため、職務証明書等を提出していただきます。受験資格を満たさないことが判明した場合や受験申込書の記載事項に虚偽があった場合は、採用される資格を失うことがあります。

(3) 免許
次の試験区分の受験には、免許が必要です。

種類	試験区分	免許
医療免許資格職Ⅰ	保健師 (社会人経験者)	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師の免許を有する者又は令和2年5月31日までに取得見込みの者

注 上記の免許を取得見込みの者は、取得期限までに取得できなかった場合には、この試験に合格しても採用されません。

(4) 国籍

日本国籍を有しない者も受験できます。

ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。

また、日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます（詳しくは6を参照してください。）。

(5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者は受験できません。

3 試験の実施

(1) 試験日時及び試験会場

試験	試験日時	試験会場	備考
第1次試験	令和元年9月29日（日） 入室開始 午前9時 着席完了 午前9時30分 試験時間 教養試験 午前10時から 12時まで 論文試験又は専門試験 適性検査 午後1時30分から 3時50分頃まで (注) 遅刻者は試験開始	大分会場 大分県立大分西高等学校 (大分市新春日町2丁目1番1号) 関東会場 都道府県会館（4階会議室） (東京都千代田区平河町2-6-3)	大分会場又は関東会場のいずれかを選択してください。

	後、30分を経過したら入室できません。		
第2次試験	令和元年11月16日（土） 又は17日（日）	大分県教育センター （大分市旦野原847番地の2）	試験日時は第1次試験合格通知の際、本人に通知します。

注 試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送迎時の駐停車はできません。

(2) 試験の内容
次の試験を大学卒業程度の内容で実施します。

ア 第1次試験
受験者全員に対して次の試験種目を実施します。

(ア) 教養試験
公務員として必要な一般的知識（社会、人文、自然）及び知能（文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的推理、資料解釈）について択一式による筆記試験をします。
（2時間 40問 60点）

(イ) 論文試験（「行政（社会人経験者）」で実施）
社会人経験により培われた能力、公務に取り組み意欲及び職務の遂行に必要な論理的思考力等について筆記試験をします。
（1時間30分 1,600字以内 140点）
なお、教養試験の成績が一定の基準に達しない場合、論文試験の採点は行いません。

(ウ) 専門試験（「総合土木（社会人経験者）」及び「保健師（社会人経験者）」で実施）
専門的知識及び技術等の能力について記述式による筆記試験をします。
（1時間30分 140点）

イ 第2次試験
試験区分ごとの出題分野は別表1のとおりです。

(ア) 適性検査

受験者全員に対して、職務の遂行に必要な適応性について性格検査をします。
なお、試験は第1次試験日に実施しますが、判定は第1次試験合格者のみ行い、

面接試験の参考資料にします。

(イ) 面接試験

人物について集団討論及び個別面接（1回20分～30分程度の面接を3回実施）による試験をします。
（400点）

ウ 合格者の決定方法

最終合格者は第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。

また、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。なお、合格基準は大分県のホームページに掲載しています。

(3) 試験結果の発表

試験	発表の時期	発表の方法
第1次試験	令和元年10月23日（水） 午前9時	合格者には合格通知書を郵送します。 また、合格者の受験番号は、「県政掲示板」（大分県庁舎本館1階県政展示ホール）に掲示するとともに、大分県のホームページに掲載します。
第2次試験	令和元年11月下旬	

注1 合格者に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず「県政掲示板」又は大分県のホームページで確認してください。

注2 第1次試験合格者に郵送する第1次試験合格通知書において、第2次試験の日時、場所等を指定するので、第1次試験合格通知書が10月28日（月）までに到着しない場合は、直ちに大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

4 試験結果の情報提供

(1) 口頭による開示請求
大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、パスポート等（原則として顔写真付きのもの））を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委員会事務局まで直接お越しください（日曜日、土曜日及び祝日を除きます）。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者 （途中棄権者を除く）	試験種目別得点、 総合得点及び総合	合格発表の日から 起算して1月間	大分県人事委員会事務局（大分

く。)	順位	県市町村会館6階)
第2次試験	第1次試験合格者	

(2) 郵送による情報提供

希望者は、住所、氏名、試験区分及び受験番号を記載した返信用長形3号封筒(235mm×120mm)に切手(基本料金(定形郵便物25g以内)に簡易書留料金を加算した金額)を貼り、第1次試験当日に持参してください。提供する内容は(1)の口頭による開示請求と同じです。

5 採用及び給与

(1) 合格から採用まで

ア 最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿(原則として確定後1年間に有効)に成績順に登載されます。大分県人事委員会は、任命権者(知事)からの請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、任命権者の中から採用者を決定します。

イ 採用予定時期は、原則として令和2年4月1日です。

ウ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 給与

ア 給料月額

初任給は、採用前の職歴等を勘案の上、決定されます。例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験年数が8年の場合、月額225,600円程度(平成31年4月1日現在)です。

なお、初任給の上限は、職務経験年数に関わらず月額247,600円(平成31年4月1日現在)です。

イ 給料以外の主な諸手当

勤務意欲等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

6 日本国籍を有しない者の任用

日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。

次のような「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職」に該当する職務に従事することはできませんが、それ以外の職務には従事できます。

(公権力の行使に該当する主な職務の例)

- ・ 税の賦課決定、徴収及び滞納処分

・ 法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)に基づく許認可(法人設立認可等)
 ・ 法令に基づく行政上の即時強制、立入検査及び取締り
 ・ 公物管理権に基づく権力作用の行為(施設の使用許可、立入許可等)
 ・ 法令に基づく補助金、交付金、貸付金等の決定事務
 ・ その他行政目的を達成するために法令によって認められた権能に基づいて一方的な判断で県民の権利義務その他法的地位を具体的に決定する行為
 (公の意思形成への参画に携わる職)
 部長級、次長級、課長級等の職のうち、県行政について企画、立案及び決定に参画する職が該当します。

詳しくは、大分県人事委員会事務局までお問い合わせください。

7 受験手続

(1) 受験案内の請求

受験案内は、次の県の機関で配布します。

機 関 名	所 在 地 等
大分県人事委員会事務局	〒870-0022 大分市大手町2-3-12 (大分県市町村会館6階) 電話 097-506-5212
大分県東部振興局	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1 (国東総合庁舎) 電話 0978-72-1212
大分県南部振興局	〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1 (佐伯総合庁舎) 電話 0972-22-0390
大分県豊肥振興局	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2 (竹田総合庁舎) 電話 0974-63-1171
大分県西部振興局	〒877-0004 日田市城町1-1-10 (日田総合庁舎) 電話 0973-23-2200
大分県北部振興局	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1 (宇佐総合庁舎) 電話 0978-32-1170
豊後高田土木事務所	〒879-0621 豊後高田市是永町39 (豊後高田総合庁舎) 電話 0978-22-2285
別府土木事務所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1 電話 0977-67-0211
臼杵土木事務所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-254

	電話 0972-63-4136
豊後大野土木事務所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123（豊後大野総合庁舎） 電話 0974-22-1056
玖珠土木事務所	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1（玖珠総合庁舎） 電話 0973-72-1152
中津土木事務所	〒871-0024 中津市中央町1-5-16（中津総合庁舎） 電話 0979-22-2110
大分県東京事務所	〒104-0061 東京都中央区銀座2-2-2（ビューリ）ツク西銀座ビル6階） 電話 03-6862-8787
大分県大阪事務所	〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100（大阪駅前第3ビル21階） 電話 06-6345-0071
大分県福岡事務所	〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-8（福岡天神センタービル10階） 電話 092-721-0041
大分県立図書館	〒870-0008 大分市王子西町14-1 電話 097-546-9972

注 郵便で請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒（240mm×332mm）を同封し、大分県人事委員会事務局に請求してください。

封筒の表左側に、「上級・医療Ⅰ（社会人経験者）受験案内請求」と赤書きしてください。

(2) 受付期間
令和元年8月5日（月）～8月23日（金）

注 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。

(3) 申込書の提出
大分県のホームページから「インターネットによる申込み」にアクセスし、申込画面
上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください。申込みを正常に受け付けた際
には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返信するので、必ず確認してください。返
信が届かない場合は、大分県人事委員会事務局まで連絡してください。

(4) 申込者への受験票の送付
受験票は9月上旬に電子メールにより送信するので、各自で印刷し、通常はがきの大
きさ・厚さの紙に貼り付けてください。
なお、9月6日（金）までに受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお

問い合わせください。

(5) その他
受験票は写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。

8 受験上の配慮
車いすの使用等受験に際して配慮を希望する方は、試験会場の準備のため、申込みの際
に大分県人事委員会事務局までお知らせください。

9 問合せ先ほか
大分県人事委員会事務局
電話 097-506-5212
大分県ホームページ「大分県職員採用情報」
<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>

別表1

種類	試験区分	出題分野
上級	総合土木 （社会人経験者）	土質工学、構造力学、水理学、土木計画（河川・道路・都市計画）、建設環境、測量学、農業水利、農村環境整備、農業土木構造物、農地工学
医療免許資格職Ⅰ	保健師 （社会人経験者）	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

令和元年度大分県職員採用中級試験、初級試験及び医療免許資格職試験Ⅱ公告
令和元年6月4日

大分県人事委員会

次のとおり、令和元年度大分県職員採用中級試験、初級試験及び医療免許資格職試験Ⅱを
行います。

1 試験種類、試験区分、採用予定者数及び職務の内容	
種類	職務の内容
中級	総合土木 2人 知事部局又は企業局に勤務し、専門の業務に従事します。
初級	一般事務 15人 知事部局、教育委員会等に勤務し、一般事務に従事します。 なお、県立学校に勤務する場合があります。

教育事務	5人	教育委員会又は市町村立学校に勤務し、教育事務に従事します。
	警察事務	6人 警察本部、県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事します（当直、交替制等の変則的勤務を伴う場合があります。）。
林業	2人	知事部局に勤務し、専門の業務に従事します。
総合土木	2人	知事部局又は企業局に勤務し、専門の業務に従事します。
機械	1人	知事部局、教育委員会、企業局等に勤務し、それぞれ専門の業務に従事します。
電気	1人	知事部局又は病院局に勤務し、それぞれ専門の業務に従事します。
医療免許資格職Ⅱ	診療放射線技師 臨床検査技師	1人 2人
計	37人	

注1 申込みできる試験区分は、このうち一つに限ります。
また、申込書の受付後に試験区分を変更することはできません。

注2 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。

2 受験資格

(1) 年齢等

種類	試験区分	年齢等
中級	総合土木	平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（4年制以上のもの）を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者（大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）は受験できません。
初級	一般事務	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者（大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）は受験できません。
	教育事務	
	警察事務	
	林業	
機械		

電気		
総合土木	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学（4年制以上のもの）、短期大学及び高等専門学校を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者（大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）は受験できません。	
医療免許資格職Ⅱ	診療放射線技師 臨床検査技師	平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者

注 「大分県人事委員会が同等の資格があると認める者」については、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

(2) 国籍
日本国籍を有しない者も受験できます（「警察事務」を除く。）。
ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。
また、日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます（詳しくは6を参照してください。）。

(3) 免許
次の試験区分の受験には、それぞれ免許が必要です。

種類	試験区分	免許
医療免許資格職Ⅱ	診療放射線技師	診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）に規定する診療放射線技師の免許を有する者又は令和2年5月31日までに取得見込みの者
	臨床検査技師	臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）に規定する臨床検査技師の免許を有する者又は令和2年5月31日までに取得見込みの者

注 上記の免許を取得見込みの者は、各取得期限までに取得できなかった場合は、この試験に合格しても採用されません。

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者は受験できません。

3 試験の実施

(1) 試験日時及び試験会場

試験	試験日時	試験会場
試験	試験日時	試験会場

第1次試験	令和元年9月29日（日） 入室開始 午前8時30分 着席完了 午前9時 試験時間 教養試験 午前9時30分から12時まで 教養試験Ⅱ（事務系） 午後1時30分から2時30分まで 専門試験（技術系） 午後1時30分から3時30分まで （注）遅刻者は試験開始後、30分を経過したら入室できません。	大分県立大分西高等学校 （大分市新春日町2丁目1番1号）
第2次試験	作文試験・専門試験・適性検査 令和元年10月16日（水） 面接試験 令和元年10月25日（金）から10月30日（水） までの指定する1日	大分県庁 （大分市大手町3丁目1番1号） 大分県教育センター （大分市大字旦野原847番地の2） 大分県公文書館 （大分市王子西町14番1号）

※試験日時及び会場は第1次試験合格通知の際、本人に通知します。

注1 事務系とは試験区分のうち「一般事務」、「教育事務」及び「警察事務」を指し、技術系とは事務系以外の試験区分を指します（以下同じ）。

注2 試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送迎時の駐停車はできません。

(2) 試験の内容
次の試験を中級試験及び医療免許資格職試験Ⅱは短期大学卒業程度、初級試験は高等学校卒業程度の内容で実施します。
ア 第1次試験
受験者全員に対して次の試験種目を実施します。
イ 教養試験
公務員として必要な一般的知識（社会、人文、自然）及び知能（文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的推理、資料解釈）について択一式による筆記試験をします。（2時間30分 50問 事務系：160点、技術系：80点）
ロ 教養試験Ⅱ（事務系の受験者に対して実施）
国語の基礎力について筆記試験をします。（1時間 40点）

(ウ) 専門試験（技術系の受験者に対して実施）
専門的知識、技術等の能力について択一式による筆記試験をします。
（2時間 40問 120点）
試験区分ごとの出題分野は別表1のとおりです。

イ 第2次試験
第1次試験の合格者に対して次の試験種目を実施します。

(ア) 作文試験（初級試験の受験者に対して実施）
職務の遂行に必要な表現力、構成力等について筆記試験をします。
（1時間20分 800字以内 50点）

(イ) 専門試験（中級試験、医療免許資格職試験Ⅱの受験者に対して実施）
専門的知識、技術等の能力について記述式による筆記試験をします。
（1時間30分 100点）
試験区分ごとの出題分野は別表2のとおりです。

(ロ) 適性検査
職務の遂行に必要な適応性について性格検査をします。
なお、検査結果は、面接試験の参考資料にします。

(ハ) 面接試験
人物について個別面接（1回20分～30分程度の面接を3回実施）による試験をします。
（初級試験：250点、中級試験・医療免許資格職試験Ⅱ：300点）

ウ 合格者の決定方法
最終合格者は第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。
また、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。
なお、合格基準は大分県のホームページに掲載しています。

(3) 試験結果の発表

試験	発表の時期	発表の方法
第1次試験	令和元年10月8日 （火）午前9時	合格者には合格通知書を郵送します。 また、合格者の受験番号は、「県政掲示板」（大分県庁舎本館1階県政展示ホール）に掲示するとともに、大分
第2次試験	令和元年11月中旬	

県のホームページに掲載します。

注1 合格者に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず「県政揭示板」又は大分県のホームページで確認してください。

注2 第1次試験合格者に郵送する第1次試験合格通知書において、第2次試験の日時、場所等を指定するので、第1次試験合格通知書が10月10日(木)までに到着しない場合は、直ちに大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

4 試験結果の情報提供

(1) 口頭による開示請求

大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号)第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、パスポート等(原則として顔写真付きのもの))を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委員会事務局までお越しください(日曜日、土曜日及び祝日を除きます)。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者 (途中棄権者を除く。)	試験種目別得点、 総合得点及び総合 順位	合格発表の日から 起算して1月間	大分県人事委員 会事務局(大分 県市町村会館6 階)
第2次試験	第1次試験合格者			

(2) 郵送による情報提供

希望者は、住所、氏名、試験区分及び受験番号を記載した返信用長形3号封筒(235mm×120mm)に切手(基本料金(定形郵便物25g以内)に簡易書留料金を加算した金額)を貼り、第1次試験当日に持参してください。提供する内容は(1)の口頭による開示請求と同じです。

5 採用及び給与

(1) 合格から採用まで

ア 最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿(原則として確定後1年間の効)に成績順に登載されます。大分県人事委員会は、任命権者(知事、教育委員会及び警察本部長)からの請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、任命権者がその中から採用者を決定します。

イ 採用予定時期は、原則として令和2年4月1日以降ですが、既卒者については、それより前に採用されることもあります。

ウ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

エ 「警察事務」については、採用後警察学校において1月間の教育訓練を受け、修了後は警察署等に勤務します。

(2) 給与

ア 給料月額(例)

中級試験	167,200円(短大卒の場合)
初級試験	153,000円(高校卒の場合)
診療放射線技師	183,200円(短大3卒の場合)
臨床検査技師	183,200円(短大3卒の場合)

注 上記の給料月額は、平成31年4月1日現在の初任給であり、経歴等に応じて加算されます。

イ 給料以外の主な諸手当

勤務態様等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

6 日本国籍を有しない者の任用

日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。

次のような「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職」に該当する職務に従事することはできませんが、それ以外の職務には従事できます。

(公権力の行使に該当する主な職務の例)

- ・ 税の賦課決定、徴収及び滞納処分
- ・ 法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)に基づく許認可(法人設立認可等)
- ・ 法令に基づく行政上の即時強制、立入検査及び取締り
- ・ 公物管理権に基づく権力作用の行為(施設の使用許可、立入許可等)
- ・ 法令に基づく補助金、交付金、貸付金等の決定事務
- ・ その他行政目的を達成するために法令によって認められた権能に基づいて一方的な判断で県民の権利義務その他法的地位を具体的に決定する行為(公の意思形成への参画に携わる職)

部長級、次長級、課長級等の職のうち、県行政について企画、立案及び決定に参画する職が該当します。

詳しくは、大分県人事委員会事務局までお問い合わせください。

7 受験手続

(1) 申込書等の請求

令和元年六月四日

大分県報（公告）

一四

申込書等は、次の県の機関で配布します。

機 関 名	所 在 地 等
大分県人事委員会事務局	〒870-0022 大分市大手町2-3-12（大分県市町村会館6階） 電話 097-506-5212
大分県 東 部 振 興 局	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1（国東総合庁舎） 電話 0978-72-1212
大分県 南 部 振 興 局	〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1（佐伯総合庁舎） 電話 0972-22-0390
大分県 豊 肥 振 興 局	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2（竹田総合庁舎） 電話 0974-63-1171
大分県 西 部 振 興 局	〒877-0004 日田市城町1-1-10（日田総合庁舎） 電話 0973-23-2200
大分県 北 部 振 興 局	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1（宇佐総合庁舎） 電話 0978-32-1170
豊後高田土木事務所	〒879-0621 豊後高田市是永町39（豊後高田総合庁舎） 電話 0978-22-2285
別 府 土 木 事 務 所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1 電話 0977-67-0211
臼 杵 土 木 事 務 所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-254 電話 0972-63-4136
豊後大野土木事務所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場123（豊後大野総合庁舎） 電話 0974-22-1056
玖 珠 土 木 事 務 所	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1（玖珠総合庁舎） 電話 0973-72-1152
中 津 土 木 事 務 所	〒871-0024 中津市中央町1-5-16（中津総合庁舎） 電話 0979-22-2110
大分県 東 京 事 務 所	〒104-0061 東京都中央区銀座2-2-2（ヒューリック西銀座ビル6階） 電話 03-6862-8787
大分県 大 阪 事 務 所	〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100（大阪駅前第3ビル21階） 電話 06-6345-0071
大分県 福 岡 事 務 所	〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-8（福岡天神センタービル10階） 電話 092-721-0041

大分県立図書館 大分市王子西町14-1
〒870-0008 電話 097-546-9972

注 郵便で請求する場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒（240mm×332mm）を同封し、大分県人事委員会事務局に請求してください。

封筒の表左側に、「中級・初級・医療Ⅱ受験案内請求」と赤書きしてください。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

令和元年8月5日（月）～8月23日（金）

注 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。

イ 郵送による申込みの場合

令和元年8月5日（月）～8月23日（金）（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

注 郵送された申込書は、8月23日（金）までの消印があるものに限り受け付けま

す。

(3) 申込書の提出

ア インターネットによる申込みの場合

大分県のホームページの申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返信するので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県人事委員会事務局まで連絡してください。

イ 郵送による申込みの場合

所定の申込書に必要事項を記入し、受験票の所定欄に62円切手を貼って、大分県人事委員会事務局宛で郵送してください。封筒の表左側に「中級・初級・医療Ⅱ受験」と赤書きし、郵便局の窓口を持参して簡易書留の手続を行ってください。簡易書留の受験証は受験票が届くまで保管してください。

なお、申込時には写真を貼らないでください。

(4) 申込者への受験票の送付

受験票は9月上旬に送付します。インターネットによる申込みの場合は、電子メールにより受験票を送信するので、各自で印刷し、通常はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。郵送による申込みの場合は、申込時に指定のあった宛先に受験票を郵送

します。

なお、9月11日（水）までに受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお

問い合わせください。

種 類	試 験 区 分	出 題 分 野	(5) その他 受験票は写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。 受験上の配慮 車いすの使用等受験に際して配慮を希望する方は、試験会場の準備のため、申込みの際に大分県人事委員会事務局までお知らせください。
			8 問合せ先ほか 大分県人事委員会事務局 電話 097-506-5212 大分県ホームページ「大分県職員採用情報」 http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/

種 類	試 験 区 分	出 題 分 野	学、病理学（解剖・組織学を含む。）、臨床化学（生化学を含む。）、血液学、免疫・血清学、微生物学（医動物学を含む。）
			別表2
中 級	総 合 士 木	土質工学、構造力学、水理学、土木計画（河川・道路・都市計画）、建設環境、測量学、農業水利、農村環境整備、農業土木構造物、農地工学	
医療免許 資格職Ⅱ	診療放射線技師	画像工学・エックス線撮影技術学、RI検査技術学、放射線治療技術学、放射線安全管理学	
	臨床検査技師	公衆衛生学、臨床検査総論、血液学、微生物学	

種 類	試 験 区 分	出 題 分 野	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工、農業土木設計、水循環、農業土木施工、農業に関する基礎（農業と環境、農業情報処理等）
			初 級
中 級	総 合 士 木		数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基礎工学、土木施工、農業土木設計、水循環、農業土木施工、農業に関する基礎（農業と環境、農業情報処理等）
			機 械
初 級	総 合 士 木		数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術
			電 気
医療免許 資格職Ⅱ	診療放射線技師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、診療画像機器学（医用工学を含む。）、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学（画像工学を含む。）、核医学検査技術学（放射化学を含む。）、放射線治療技術学、放射線安全管理学	
	臨床検査技師	公衆衛生学、臨床検査総論（情報科学を含む。）、生理学	

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三十七号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年六月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類
大分県警察情報ネットワーク用通信機器賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関して、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満である場合

(六) 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、「暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。」である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

- (一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）
- (二) 経営規模
 - イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
 - ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
 - ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

- (三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
- (四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- 1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
- 2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和元年六月四日から同月十四日までとする。
なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- 1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

- 1 申請書の交付場所

三の2に同じ

- 2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

- 1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 告示第二條各号に掲げる事由に該当すると判明した場合
- (三) 告示第四條第二項及び第六條第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

- 2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年六月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

汎用電子計算装置等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

- 1 競争入札に参加することができない場合
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者に該当する場合
 - (二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。）第八條第

一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満である場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和元年六月四日から同月十四日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youddokanzai.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

(三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和元年6月4日

大分県知事 広 瀬 眞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

大分県警察情報ネットワーク用通信機器貸借契約

<p>(2) 借入期間 令和元年12月1日から令和6年11月30日まで（60箇月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入場所 大分県警察本部、各警察署並びに県下の交番及び駐在所</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者</p> <p>(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>ク 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和元年6月25日(火)午後5時45分までに大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和元年6月4日から同月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班</p>	<p>〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131</p> <p>(2) 日時 令和元年6月4日から同月25日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係</p> <p>(2) 提出期限 令和元年6月27日（木）午後3時30分。ただし、郵送の場合は、同月26日（水）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎本館1階 11会議室</p> <p>(2) 日時 令和元年6月27日（木）午後3時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国（公団を含む。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項</p>
--	--

<p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 前記6の(1)に同じ</p> <p>(2) 交付日時 前記4の(2)に同じ</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他</p> <p>(1) 前記2の(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p>	<p>(3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Communication machine for Oita Prefectural Police Information network</p> <p>(2) Time limit for tender 3:30 p.m. 27 June 2019</p> <p>(3) Office Information Administration Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohre-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和元年6月4日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類 汎用電子計算装置等賃貸借契約</p> <p>(2) 借入期間 令和2年1月1日から令和6年12月31日まで（60箇月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入場所 大分県警察本部警務部情報管理課及び交通部運転免許課</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者</p> <p>(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p>
---	---

<p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>ク 納入しようとする物品等が仕様を満たすことを証明する書類等を令和元年6月25日（火）午後5時45分までに大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和元年6月4日から同月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所</p> <p>大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館10階 電話 097-536-2131</p> <p>(2) 日時</p> <p>令和元年6月4日から同月25日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係</p>	<p>(2) 提出期限 令和元年6月27日（木）午後2時30分。ただし、郵送の場合は、同月26日（水）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎本館1階 11会議室</p> <p>(2) 日時 令和元年6月27日（木）午後2時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国（公団を含む。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 前記6の(1)に同じ</p> <p>(2) 交付日時</p>
---	---

<p>前記 4 の(2)と同じ</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 前記 6 の(1)と同じ</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他</p> <p>(1) 前記 2 の(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented General purpose computer and others complete</p> <p>(2) Time limit for tender 2:30 p.m. 27 June 2019</p> <p>(3) Office Information Administration Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>	
--	--